

◎佐賀県条例第9号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>(1) <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 法第69条の2第1項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p> <p><u>イ 法第69条の4に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>先天性血液凝固因子障害等患者の医療負担の軽減を図るため、佐賀県が実施する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象患者に交付する先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) <u>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u></p> <p>(8) <u>採石法（昭和25年法律第291号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 法第32条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></p> <p><u>イ 法第32条の7第1項の規定による届出の受理又はその届出</u></p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</u></p>

改正前	改正後														
<p>に係る事実についての審査</p> <p>(9) 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第3条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>イ 法第9条第1項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>(10) 略</p> <p>(11)から(14)まで 削除</p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="248 711 1097 1050"> <thead> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査委員</td> <td>地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項による監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</td> </tr> <tr> <td>人事委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項による監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答	人事委員会	略	略		<p>(6) 略</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 711 2018 1050"> <thead> <tr> <th>知事以外の執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	知事以外の執行機関	事務	人事委員会	略	略	
知事以外の執行機関	事務														
監査委員	地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項による監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答														
人事委員会	略														
略															
知事以外の執行機関	事務														
人事委員会	略														
略															

附 則

この条例は、公布の日から施行する。